

決せり、されは役々の人撰を進退し、
 川上への通水を緊要とし測量を施す二、
 通水の高低にて新田の増減あれは
 通水高からん事を工夫し、竟二寛水
 吹上の小模に效ひ一大石橋を基礎と
 し、上二通樋を設け激流吹上の工夫を
 治定し、仮三板樋を営み通水を試験し、
 広く和漢の比例を探索し諸賢・庶
 官の高論を討察し、石工をして穴生
 棟梁二謀り、熊本城中の石壁大成不動
 の石組を熟得せしめ、精誠忠信の念
 慮を凝す事歳余にして必成の自
 得二至るといへとも、尚衆心一致なら
 されは、功の遂げさらん事を深察し、
 村長を始め附属の諸吏を集会し
 論す二、速成の鄙念を去り論する二不動の
 大成を期し勤むるに、誠実の忠信を立
 として各自身命を抛ち、心力を尽さば
 豈成らざる事あらんやと懇篤に
 説論し、人々の方向を監察せらるゝに
 庶官僉其誠意三服し、石工土丁の
 賤きも日給金の厚薄に心を寄せず
 名を汚し巧を墮さん事を恥るの義氣
 をなしけると云、是におひて郡宰後備之官
御郡代
 上妻氏後備之官
右衛門に就て官庁に上書し許可を蒙
 る事を得て、嘉永五酉十二月此大業を起せり、
 されは石橋の營築尋常往還の比二非ず、
 直立十一間余、円径十五間の豊石上二通樋
 十方斤を壓すの重力なれハ、後年若し
 破損傾覆の期二至りてハ、再興は元より
 積年の功勞一時二廢するのミならず、数万
 金の入費亡滅して償事能はず、故に
 永久保全の功を就すに非れハ、人民強盛
 の生り立を遂る事を得へからず、誰か
 尋常の心を持して此任を安んずる事
 あらんやと、布田氏身を先二して衆を
 勵し第一礎石の良否を撰ひ、輪円の勾
 配を正し、豊石の高キに至りてハ最堅固
 を要として二十八所二鎖り石を設け、石橋
 漸くなりて通樋の巧二及ぶ、始木材の議

決して 公の殿中に通水する白川掛ケ
 越の通樋を模擬せしに平面の寛流に
 すら漏水を防ぐ事かたし、況や激して
 是を遣る、豈比するにたらんやと、
 新二石樋の永保を工夫し再び官庁二
 上書し免許を得、庶官石工に討論し
 石性を撰ひ外方三尺二して中二方一尺
 の穴を穿ち三條に分水して是を通す
 るに議決す、而して甲石乙石の接続ハ
 石合の四方二小孔を穿、漆喰を精制し
 火術流星の詰方二效ひ、礎数の規則を
 定め布田氏自ら其勞を試み、然して庶吏
 各其法術を得て堅則の業を施せしと
 謂ふ、されは石工の精粗、宰判の可否
 毫も規則を誤らハ頓壞の大患二至らんと
 皆寢食を忘れて忠勤を尽す事
 数百日、巧業意に卒りて幽谷荆藪の
 形状變化して開豁新築の石橋虹形を
 著し、大成の功四方に鳴り自他邦の人民
 来りて感賞し、古今未曾有の功業
 なりと云、石橋并通樋の全成左二記す
 一、通潤橋 直高十一間一尺五寸
 輪径十五間三尺
 石垣坪数 五百六十二坪七合
 輪石垣 上下四ヶ所各高十一間
 裏壁メ石 七百三十五坪
 鎖り石 二十八ヶ所
 一、通樋三流 二百五間八合 一流長
 六十八間六合
 中流平面ヨリ 水口直高四間一尺二寸
 水末直高三間一尺六寸
 一、樋石方三尺、水通方一尺
 右入費
 官拳 三百十九貫四百六奴六分
 夫役 五千八百六十五人
 一、通水の本井手は笹原の上ニ川底の磐石を
 礎とし礎を設け水勢の過半を移し、
 旧築の石壁を再営して通水を成し、

新築の地に至りてハ高低の測量を確定
 する事難し、一分の差にて通流を止る
 物なれば各官交代して規則を正し、岩底
 を穿貫するハ本末一同に堀始メ屈曲の
 中に穿合する物なれば分度鍼を正し
 て方向を一ツにし、数百日の間其勞を
 勤め弥精しく倍々詳にして其規則を
 定、又強雨水勢の溢れあつまる地位にハ
 水披の工夫を尽し積切戸水吐所を設て
 是を防禦し、低下の谷間にて盛り立
 の樋を管ミ高岸の下類崩の患あるハ
 渠上に冠せ石を設け是を防く、されは
 其課業を勉むるに石工の功土木の
 當庶民子の如く来り、其勞を厭はず
 速成を励ミしと云

- 一、下井手ハ通潤橋の下タ川水の淀ミある
 所を積として、岩壁の根を急流に穿貫
 し十分の水勢を通し入、流末に至りてハ
 本流の余水を合せて水勢弥増り、其末ハ
 南区の地を隔れ牧野村二及し林藪を
 伐開き新田となし、又古田の補助と
 成り、其益莫大なれば後年修覆の
 常備を得ざりと云
- 一、右營築の功、嘉永五酉十二月二起り、安政
 元寅八月二卒ル、五十九月の際官員ハ
 素より石工・土木の役夫、風ニ梳リ雨ニ俗
 し痛貫の勞有といへとも皆富
 国恤民の志を立其勞を勞とせず、
 大成の功を遂るを本意とせし、誠実
 の天地に貫通せしものか一官も
 其身を誤るなく、一夫も身命を失ふ
 なく冥加に協ひしと云、井手筋全
 巧の明細左の如し

- 一、本井手・下井手・分水杖井手共

惣計間敷

式万式千七百八十式間	
三千八百九十六間六合	堀貫八十所
三千六百四十間六合	岩立のヶ所
千四百三十六間六合	山堀割
百九十五間一合	盛立井手

百三十五間四合 冠せ石
 壹万三千百七十七間七合 土場

外二

水吐井手三千七拾五間

一、天水抜水落し 五十五ヶ所

一、右同積切戸 八ヶ所

右入費官奉

三百七拾五貫四百三匁貳分

役夫

貳万千貳百拾三人

惣計入費

合 六百九拾四貫八百八匁

三百貳拾七貫七百三拾貳匁九分

官片出奉分 百目二付米三升七合上納

三百六拾七貫七拾六匁七分四厘

郷片儀制の
各所官錢并民力強入費豪富

の面々差出候分

惣役夫

合 貳万七千七拾七人

- 一、通水滞りなく南区の村々ニ縦横し分水敷
 十流に潤通し、人其田の養水充分なれば
 村長は謂ニ及はず、婦女童兒ニ至るまで
 其歡情嘗る二物なく、旧来の辛苦一時ニ
 忘却して更ニ勤業の正氣を發起し
 新田開墾の業は通水を待す林藪を
 伐除し郊野を平坦ニし各村競ぶて
 是を励ミ、逐年良田ニ変、零落末業の
 徒も精農ニ復し炊煙を賑すに至れり、
 又古田の干損を助け、或は水車を營し
 糧を白くの勞を免れ火災の難を防ぎ
 仁恵を戴く事、枚挙するニ堪ざりと云、

- 一、分水懸引の規則は一大事件ニして

廉直篤行の人躰を撰し是を課す、

其法は皆野津原郷の法を資り、是を

規則とす

是より先布田氏野津原郷の水理を探索

有し二、往時工藤某主宰として隣境の地より

水理を測り新田開発の大業あり、其養水を

通る事峻岩の絶壁を通、鬼神を驚すの功

あり、分水の法則精詳厳格ありて偏依なく

旧制今猶存せりと云、
 一、新田開発の業逐年二就りて検地を詳二し
 官庁ニ達税納を奉ること、左ノ如し
 上畝数四拾町四反式畝六分 畑村より南区中
 八ヶ村惣計
 税納撫反三三斗完
 収得米八百石余
 外ニ麦作ノ収納従前二倍すと云

一、右營築中勤勞の官員

郡宰	郡宰附属横目
上妻半右衛門	石原武兵衛
惣庄屋	石坂禎之助
布田保之助	塘方助役
	間部市太郎
	当今忌二下改
小原村・田吉村	出銀方
長野村庄屋	高橋文次
原田平右衛門	工藤宗次郎
白石村・犬飼村庄屋	營築根方
渡邊太郎兵衛	佐野市郎
新藤村庄屋	石原平次郎
岩崎清藏	分水方
小ヶ蔵村庄屋	佐藤傳兵衛
弥太郎	本田仁一郎
牧野村庄屋	石工棟梁
原定理兵衛	小野尻 宇市
	木工右同
	藤木 茂助

一、右各官の功業官庁ニ達し、慶応四月
 各官庁ニ徴し出され各褒賞を
 給わる
 一、大成の功四方ニ鳴りて公の連枝巡覽し
 給ひ、其功を賞し各詩を詠し併書
 して通潤橋守衛官吏の舎ニ賜り
 しと云
 一、安政二卯年大地震山を裂、岩を抜、大木
 を折、人家を倒せし、各郷の大變なりしニ
 石橋の豊石毫も動かす、布田氏を始
 庶官衆民ニ至る迄懸念の大患を断
 安着せしと云

一、明治五壬申八月大藏の少丞林友幸
 此地に巡回在りて通潤橋の大成を
 熟監し竟ニ
 天朝ニ奏し、同六癸酉二月布田氏ニ
 賞典を下し賜共書二曰
 布田保之助
 白川縣下矢部郷小原村通潤橋
 建築ノ為ニ多年尽力シ遂ニ成功ニ
 至り候、頼末大藏少丞林友幸ヨリ
 言上ニ及候処
 叡感被為在、仍目錄ノ通下賜
 候事
 明治六年二月廿三日
 一、銀盃 一組
 一、絹 一匹
 伏して惟んみれハ布田氏の功業斯ノ
 如く顯著し、今名を四方ニ伝る事偏ニ
 誠忠篤行ニして養民の重任を
 遵奉し衆庶を登憐する仁惠積
 徳に因ると謂へし、曩くハ村々の
 衆庶益々力田を励し戸々一和して
 富昌を表し五倫の正道を固守し
 子孫を教育して驕奢ならし
 めず、通潤橋と共に家名を永世ニ
 伝る事あらハ布田氏の宿望に
 協ひ亡靈を慰するニ至らん、
 村々の庶官夫是を誦して
 過失なからん事を希望すと云
 明治七甲戌四月十日記す

